

# 牧野記念病院 医療安全管理指針

## (抜粋)

### 1. 牧野記念病院における安全管理に関する基本的な考え方

医療の現場で患者の安全を確保するには医療従事者の不断の努力が求められる。医療事故やニアミスは職員個人の問題として捉えるのではなく病院全体の問題として捉えエラーを誘発しない環境や起きたエラーが重大事故につながらないシステム作りをすることである。牧野記念病院は、医療事故の発生防止に留意し、事故発生時は速やかに対応し改善に努める。患者様にとって安全で質の高い医療の提供のため医療安全管理を全職員が把握し、指針に則った医療に取り組む。

### 2. 医療安全対策のための委員会、医療安全管理室、組織に関する基本的事項

- 1) 医療安全管理委員会
  - 2) 医療安全対策委員会
  - 3) 看護部医療安全対策委員会
  - 4) 医療安全管理室 これらの委員会、管理室が機能している  
安全管理者の配置
- 1) 医療安全管理者は院長から命を受け、安全管理推進のため、専従として業務を行う
  - 2) 医薬品安全管理者は医薬品に関する十分な知識を有する薬剤科責任者が行う
  - 3) 医療機器安全管理者は医療機器に関する十分な知識を有する臨床工学科技士が行う

### 3. 医療安全のための職員に対する研修に関する基本方針

医療安全対策のための基本的な考え方、及び具体的方針についての職員の安全意識を高めることを目的とする。

### 4. インシデント発生状況の報告に関する基本方針

インシデント（誤った行為が患者に実施される前に気付いた、又は実施されたが結果として患者に影響を与えなかった）の報告を集計しアクシデント（医療事故）に繋がらないための対策を講じる。

### 5. 重大事故発生時の基本方針

救命措置の優先：医療側の過失の有無を問わず、患者に望ましくない事象が発生した場合には総力を結集して究明と被害の拡大防止に努める。

### 6. 情報共有に関する基本方針

重大事故発生時は情報を共有して、職員が同じ対応を行えるようにする。

### 7. 相談窓口に関する基本方針

病院における患者等の医療の安全、苦情・相談に速やかに対応する事を目的とし窓口を設ける。

### 8. その他、医療安全対策推進のための基本方針

職員に必要な情報は回覧を持って行う。